

平成 30 年 6 月 1 日

各位

鹿児島相互信用金庫
理事長 稲葉 直寿

日本銀行による当金庫の考査契約違反行為に関する事実公表について

当金庫は、平成 30 年 4 月 20 日付けで、不祥事件の法令上の届出（報告）を行わなかったこと等に対し、九州財務局長より信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を受けましたが、平成 25 年 10 月および平成 28 年 12 月に行なわれた日銀考査においても、求められた資料の提出に関し正当な理由なく情報を提供しなかったことが考査契約に違反する行為とされ、本日付けで日本銀行より公表されました。

当金庫としては、本件について深く反省するとともに、今回の事態を発生させる背景となった経営上の問題を解消し、法令等遵守態勢、経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に全力で取り組んで参る所存ですので、引続きご支援お引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

以上